

金融庁における平成30年度実績評価（案）

基本政策／施策	主な取組み（実施計画より）	主な実績	今後の課題
<b>（横断的施策）</b>			
1 IT 技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融デジタル化戦略として、①情報の蓄積と利活用、②顧客のプライバシー、匿名性や顧客情報の信頼性その他の顧客保護、③デジタル化に対応する情報・金融リテラシー、④金融・非金融の情報の伝達を可能とする金融インフラのデジタル化、⑤金融行政のデジタル化、⑥様々なサンドボックス等によるイノベーションに向けたチャレンジの促進、⑦オープン・アーキテクチャによるイノベーションの推進、⑧国際的なネットワーク、⑨デジタル化の基盤となるブロックチェーン、AI、ビッグデータ技術等の推進、⑩サイバーセキュリティその他金融システム上の課題等への対応、⑪これらの課題を実現するための機能別・横断的法制からなる11の施策に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能別・横断的法制について、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」において検討。「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」を公表、関連法案を国会へ提出。また、「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告「基本的な考え方」を取りまとめた</li> <li>全邦銀 138 行中 130 行がオープン API 導入を表明、うち 95 行が導入済(31 年3 月末時点)</li> <li>オンラインで完結する新たな本人確認方法の追加等を内容とする「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」を公布・施行</li> <li>全銀 EDI システムの稼働に向けた周知等を行い、XML 電文への移行を実施(30 年 12 月稼働)</li> <li>FinTech サポートデスクや FinTech 実証実験ハブで受け付けた相談に対応</li> <li>FinTech Innovation Hub を設置し、フィンテック企業等へのヒアリングを実施し、フィンテックについてのトレンド・状況を把握(31 年3 月末時点 102 社)</li> <li>金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施など、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組を実施</li> </ul>	<p>現在、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」で取りまとめに向けた議論を行っている「基本的な考え方」を踏まえ、決済法制や金融サービス仲介法制に関し検討する。また、銀行と電子決済等代行業者との連携・協働による利便性の高いサービスの提供等に向けたフォローの実施、FinTech サポートデスクや FinTech 実証実験ハブ等を通じたイノベーション支援の一層強化、FinTech Innovation Hub によるフィンテックの最新動向の把握と施策への反映、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催に向けた金融分野のサイバーセキュリティ対策の更なる強化など、金融デジタル化戦略を推進していく。</p>
2 業務継続体制の確立と災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証、震災等自然災害への対応に取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁の業務継続計画等の実効性を検証するため、関係機関との合同訓練等を実施</li> <li>平成 30 年7 月豪雨等への対応として、自然災害ガイドラインの周知広報や専用相談ダイヤルを設置したほか、金融機関に対してきめ細かな対応を奨励</li> </ul>	<p>金融庁の業務継続計画等を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、関係機関と連携した訓練等の実施により、更なる実効性の向上に取り組む。また、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促していく。</p>
3 その他の横断的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界共通の課題の解決へ貢献(金融規制改革を含む国際的な議論、SDGs、マネロン・テロ資金供与対応)及び当局間ネットワーク・協力を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>G20 議長国として金融システム上の内外共通課題の解決に向けて議論を主導</li> <li>SDGs に関し、TCFD 関連のシンポジウムを開催したほか twitter で関連情報を積極的に発信</li> <li>AML/CFT 対応として、モニタリングの結果等を金融機関に還元し、態勢整備の高度化を奨励</li> <li>当局間協力等の強化に関し、Brexit に係る英欧当局との連携や、その他取組(日中金融協力、ミャンマー支援計画、GLOPAC 等)を更に推進</li> <li>30 年6 月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、IT ガバナンスの強化や、情報セキュリティ人材の確保・育成に向けた取組等を実施</li> </ul>	<p>日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、G20 議長国として金融システム上の国内外共通の新たな課題の解決に向けた経験や知見の共有に取り組むほか、国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を更に充実させていく。</p> <p>業務支援統合システム等を活用したデータ分析に基づく行政を進めつつ、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に掲げた RegTech/SupTech エコシステム(官民連携基盤)の構想を模索していく。</p>
<b>I 金融システムの安定と金融仲介機能</b>			
1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済・金融市場の動向や金融システムにおけるリスク等をリアルタイムに情報収集し、金融システムの現状を定期的に分析・評価</li> <li>人口減少、低金利環境、デジタル化の進展を踏まえ、健全性を維持する観点から、金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に向けたガバナンス発揮への対応、長期にわ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済・金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向、内外環境変化等を適時に把握し金融機関のモニタリングに活用するとともに、金融システムの潜在的なリスクや脆弱性の調査・分析を実施</li> <li>健全性維持の観点から、以下を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能なビジネスモデル構築に向けたガバナンス態勢に関する対話</li> <li>信用リスク管理等の長期にわたる金融緩和継続に伴うリスクへの対応の促進</li> </ul> </li> </ul>	<p>グローバルな経済・市場環境は刻一刻と変化し、そこから新たにリスクが生まれることを踏まえ、今後も、金融市場を含む日本の金融システムに影響を及ぼす可能性のある内外環境変化に関する情報収集・分析の高度化等を通じて、金融システムの安定性の維持に向けた取組を進めるとともに、金融機関の健全性を確保・維持するため、実践と方針に基づく金融モニタリングを実施していく。</p>

	たる金融緩和継続に伴うリスクへの対応、経済・市場環境の急激な変化への対応、について重点的にモニタリング	ーリスクテイクに見合った運用態勢・リスク管理態勢の構築や機動的なポートフォリオ運営の促進	
2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ パーゼルⅢ等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、TLAC規制及びレバレッジ比率規制等を国内に導入</li> </ul>	<p>IAISで検討されているICSの進展を視野に入れた保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法についての検討など、金融システムの安定性確保のため、国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備を図っていく。</p> <p>地域金融機関をとりまく環境が引き続き厳しい状況にあることも踏まえつつ、将来にわたる健全性の確保や金融仲介機能を十分に発揮するため、金融機関との間でガバナンスの発揮を含め深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組を促していく。</p>
3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、オン・オフ一体のモニタリングを行い、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促す。また、早め早めの経営改善を促す観点から、早期警戒制度の見直しを実施</li> <li>✓ 「地域生産性向上支援チーム」と各財務局が連携し、地域企業・関係者と関係を構築しつつ対話を実践する。これらの対話等を通じてきめ細かく把握した地域経済・企業の実態を基に、地域金融機関の経営陣や、社外役員を含む取締役・監査役等や営業現場の責任者等と金融仲介機能の発揮に向けた深度ある対話を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、オン・オフ一体のモニタリングを行い、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促したほか、社外役員を含め、経営陣等と経営やガバナンス（有効な内部監査を含む）について深度ある対話を実施</li> <li>✓ 地域金融機関に早め早めの経営改善を促す観点から早期警戒制度の見直しを具体的に検討</li> <li>✓ 「地域生産性向上支援チーム」と各財務局が連携し、地域企業・関係者と関係を構築しつつ対話等を通じ、地域経済・企業の実態を把握し、それらを基に、地域金融機関の経営陣や営業現場の責任者等と金融仲介機能の発揮に向けた深度ある対話を実施</li> </ul>	
<b>II 利用者の保護と利用者利便の向上</b>			
1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 金融機関の経営者による「顧客本位の業務運営に関する原則」の経営理念や戦略への反映、現場における実践について重点的に分析・検証するとともに、顧客アンケート調査を通じ、顧客への浸透状況を分析・確認。また、貯蓄性保険も含め、商品内容等の更なる「見える化」を促進</li> <li>✓ 生涯を通じた安定的な資産形成を支援する制度のあり方についての具体的な検討や、金融リテラシーの向上に向けた金融経済教育を更に充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 販売会社に対し、顧客本位の業務運営の浸透・定着状況についてモニタリングを実施し、認められた課題や取組事例を公表するとともに、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針、自主的なKPI及び投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIを公表した金融事業者のリストを、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにて公表。また、金融庁及び金融機関の取組みに対する顧客の評価を確認すべく、顧客意識アンケート調査を実施</li> <li>✓ NISA 制度の利便性向上のため、NISA 口座保有者が海外転勤等により一時的に出国する場合に引き続き NISA 口座での保有を可能とする等の税制改正要望を提出し、実現</li> <li>✓ 金融庁職員の母校や各県の教育委員会・教育庁への働きかけを行い、当庁及び財務局が行う金融経済教育の出張授業を抜本的に拡充</li> </ul>	<p>金融機関における「顧客本位の業務運営」の確立と定着に向け、共通 KPI や顧客意識アンケート調査結果等も踏まえ、販売会社の販売態勢や投資運用業者のガバナンス状況等について深度ある検証に取り組んでいく。また、金融リテラシー向上に取り組むとともに、つみたてNISAの普及・恒久化を含めた長期・積立・分散投資の促進を図っていく。</p>
2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ コンプライアンス・リスク管理上の課題に対し、幅広い情報収集を通じたリスクの特定・評価を行い、リスクに応じたモニタリングを実施するとともに、投資用不動産向け融資に関するアンケート調査や検査も活用しつつ、深度あるモニタリングを実施</li> <li>✓ 仮想通貨（暗号資産）交換業について、イノベーションに配慮しつつ、利用者保護の確保に向けて、仮想通貨交換業者における実効性のある態勢整備・適切な業務運営の確保、国際的な連携、必要な制度的対応の検討等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「コンプライアンス・リスク管理基本方針」を公表し、同リスクの管理に関する取組事例の実態把握や、幅広い情報収集を通じたリスクの特定を行い、モニタリングに活用</li> <li>✓ 投資用不動産向け融資に関する横断的なアンケート調査結果を公表し、一部の金融機関については、検査も活用しつつ深度あるモニタリングを実施</li> <li>✓ 暗号資産交換業者に対する適切な業務運営の確保等に向けたモニタリングや登録審査、自主規制機関の認定、利用者に対する注意喚起、無登録業者対応、国際的な連携強化等を実施</li> <li>✓ 「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書を受け、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出</li> </ul>	<p>以下の取組をはじめ、各業態において利用者保護のために必要な制度整備を図るほか、適切な態勢整備を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関との対話を通じ、左記「基本方針」を踏まえた金融機関における実効的なコンプライアンス・リスク管理の浸透を促すとともに、重大なリスクとなりうる事象の分析・特定を行い、それらに焦点を当てたリスクベースのモニタリングを進める。</li> <li>・適切な管理態勢に基づく投資用不動産向け融資の慣行が金融機関に浸透するよう、当庁の問題意識を幅広く発信していく。</li> </ul>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行カードローンについて実態把握を行い、ベストプラクティスの共有や対話等を通じ、業界全体の業務運営水準の引き上げに向けた取組を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>暗号資産交換業者に対する透明性の高い登録審査及び環境の変化に応じた機動的なモニタリング、改正法の着実な執行等に取り組んでいく。</li> </ul>
<b>Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上</b>			
1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場監視手法や着眼点の改善を実施のほか、行政処分の勧告等を行うだけでなく関係者との対話を通じた問題意識の共有や対外的な情報発信、AI等の活用も含めた新市場監視システムの導入を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監視の空白を作らないための継続的な業務改善に係る仕組みの構築、勧告・告発にとどまらない対話を通じた課題の共有、建議等の対外発信、より効果的・効率的な市場監視のためのAIを活用したシステムの実証実験等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場のグローバル化やデジタル化の進展等により市場の構造が大きく変化中、市場の公正性・透明性の確保に向け、システム整備のほか、検査・調査手法の改善等に取り組むなど、網羅的・機動的で深度ある市場監視を実施していく。</li> </ul>
2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営戦略やガバナンス情報などの企業情報の開示の充実に向けた内閣府令の改正・プリンシプルベースのガイダンスの策定等のほか、監査人に対してより詳細な情報提供が求められるケースにおける対応の在り方等について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営戦略等の記述情報の開示の充実を図るため、内閣府令を改正したほか、「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」を公表</li> <li>「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」を開催し、通常とは異なる監査意見等に係る対応の在り方等について検討し、報告書を取りまとめ、公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記述情報の開示の充実に向けた企業の好事例等の取組について周知を行うほか、IFRSの任意適用企業の拡大促進、監査報告書の透明化を含む会計監査に関する情報提供の充実に取り組んでいく。</li> </ul>
3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策保有株式の縮減、取締役会の多様性、個別議決権行使結果の公表等の検証を行い、投資家及び企業の取組みのベストプラクティスの公表を実施</li> <li>資産運用業の高度化を目指し、総合的な環境整備に取り組むとともに、投資運用業者における業務運営態勢等の向上を図る</li> <li>取引所の国際競争力の強化、投資家の利便性の向上等のため、総合取引所の早期実現に向けて関係者等への働きかけなどを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有識者会議において、両コードの改訂等を踏まえた投資家と企業の取組の検証を行い、次回スチュワードシップ・コード改訂などを見据えた当面の課題について、意見書を公表</li> <li>金融業の拠点開設サポートデスクを通じて資産運用業者等の新規参入を後押しし、新たに10社の資産運用業者等が業登録を完了</li> <li>大手投資運用会社について、運用の高度化に向けた課題(グローバル運用体制の強化等)への取組状況について、グループ内の資産運用ビジネスの位置付け等の観点から対話を実施</li> <li>総合取引所の実現に向けて金融庁・経産省・日本取引所グループ・東京商品取引所等との間で協議・検討を行い、取引所の経営統合に関し基本合意書を締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場企業全体のコーポレートガバナンスの実効性向上に向けた取組、資産運用業の高度化に向けた環境整備を図る観点から取組を進めていく。</li> </ul>
<b>(金融庁の行政運営・組織の改革)</b>			
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種有識者会議の活用や、外部有識者等を交えた職員による自主的な政策提言の枠組み(政策オープンラボ)を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「融資に関する検査・監督実務についての研究会」を設置する等、各種有識者会議を開催し、有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映</li> <li>政策オープンラボを設置し、有志職員が外部有識者等を交えた調査・研究を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融行政の質を不断に向上させていく観点から、有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、政策評価有識者会議を含め、取組を進めていく。</li> </ul>
2 検査・監督の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査・監督基本方針を踏まえた金融機関との対話の材料とするために、各分野(健全性政策、コンプライアンス・リスク管理、ITガバナンス(案))について「考え方と進め方」等を策定・公表</li> <li>モニタリングの質の向上・改善のため、第三者による外部評価や金融機関からの意見聴取を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資に関する検査・監督実務に係る「考え方と進め方(DP)」の策定に向けた検討を進めるほか、各DPを活用した対話の実践、必要に応じた検査・監督に関する方針の示し方の検討等、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善するための取組を進めていく。</li> </ul>
3 金融行政を担う人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>上司が部下に目配りしながら育成・指導・評価を行い、活発なコミュニケーションが図られる環境を整備(業務単位の少人数グループ化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活発なコミュニケーションが図られる環境整備のため、業務単位の少人数グループ化を行ったほか、1on1ミーティングを導入</li> <li>コミュニケーション活性化のため、長官が定期的に職員に向けて意見発信する「Tone at the top」や、職員と幹部が直接意見交換する「タウンミーティング」の機会を拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織文化の変革には相応の時間がかかることから、1on1ミーティングの定着など、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組んでいく。</li> </ul>